

ピックアップ 市政情報

代表電話番号は、18ページに記載してあります。

有効期間

平成22年4月1日～

平成24年3月31日

登録の方法

契約検査課または各支所地域振興課備え付けの申請用紙（添付書類有）に記入し申請してください。（登録申請方法等の詳細は、市のホームページにも掲載しています。）

契約が50万円未満の小規模な主な契約（参考）

○維持修繕工事関係

土留工事、防護柵工事、舗装修繕工事、左官（ブロック・タイル）工事、塗装工事、大工工事、屋根工事、防水工事、水道・ガス・ボイラー設備修繕工事、空調機器修繕工事、照明・配線工事、電気器具・放送機器修繕工事 等

○測量設計調査関係

工事等に係る調査・設計業務（測量、不動産鑑定業務等）

○物品調達関係

文具・事務機器販売、パソコン販売、印刷業務、運動用品販売、被服・寝具販売、医療機器等販売、家電製品販売・取付・修繕、カメラ用品販売、車両・車両部品販売、燃料販売、内装品等の製造・修繕、屋外広告看板の設置、建材・資材販売、

登録できる方

市内に主たる事業所（本店）を置き、市税に未納がない方。維持修繕工事への登録については、入札参加資格者名簿の建設工事部門に登録のない方。

※土日祝日を除く。現在登録者も新たに登録が必要です。

登録申請受付期間

2月1日（月）～26日（金）

市が発注する小規模な契約（50万円未満）の受注を希望する方の登録制度を設けています。

平成22・23年度小規模契約 希望者登録申請を受付

雑貨販売、楽器販売、種苗物品、車両修繕、砂利販売 等

○役務提供関係

警備業務、清掃業務、施設等維持・設備保守管理業務、公園遊具保守点検、樹木等の剪定等庭園管理、調査・分析業務、カメラ等での撮影業務、情報処理サービス、ネットワークやサーバ関係の保守管理業務、運行業務、運搬業務、クリーニング業務 等

登録名簿の公開

この登録名簿は市内に公開するほか、一般の方にも活用できるように市のホームページで公開しますので、あらかじめご了承ください。

（※注意※）

・小規模契約希望者登録申請による登録が無ければ、原則として市が発注する小規模契約（物品納入等）はできませんので、本市との小規模契約を希望される方は必ず申請してください。

・登録業務を下請に出すことは認めないので、自らが履行可能な業種のみを申請してください。

◎問い合わせ：

契約検査課契約係
☎(55)5082

大学進学資金利子を

助成します

経済的な理由により、大学および短期大学（学校教育法に基づき設置された大学等に属する）の入学時に必要な資金の貸し付けを受けた場合、その利子に相当する額の助成が受けられます。

対象者

平成22年度に大学等に入学する方の保護者のうち、主な家計の維持者で、次の要件を全て満たしている方。

- ①本市に住所がある方
- ②前年度の所得が450万円以下の方
- ③市税を完納している方

対象金融機関

- ①東邦銀行二本松支店
- ②大東銀行二本松支店
- ③福島銀行二本松支店
- ④二本松信用金庫本店および市内各支店
- ⑤東北労働金庫二本松支店
- ⑥みちのく安達農協本店および市内各支店

助成金の額

助成対象貸付残高（限度額150万円）に対し、前年度に支払った利子の額（貸付利率2%

まで）を限度額として、10年間を限度として助成します。

申請方法

貸付内容を記載した書類（計算書）および償還年次表を添付し、申請書を教育委員会へ提出します。

◎問い合わせ・申請先：

教育総務課総務係
☎(55)5149



●高齢者温泉等保養健康増進事業対象施設を募集

高齢者の皆さんに温泉等宿泊施設を利用いただき、健康の増進に役立てていただく高齢者温泉等保養健康増進事業を実施しています。

新年度の事業実施に当たり対象施設としてご協力いただける市内の温泉等宿泊施設を募集します。希望される施設は、協定の条件等を説明しますので、1月27日までにお問い合わせください。

●一部施設の廃止について（高齢者温泉等保養健康増進事業）

日頃より、ご利用いただいている岳温泉「ヘルシーパル二本松」が、1月15日をもって営業を終了することとなりました。これに伴い高齢者温泉等保養健康増進事業利用券はご利用できなくなりますのでお知らせいたします。

◎問い合わせ…高齢福祉課長寿福祉係 ☎(55)5114